

2021 年度国立大学法人総合研究大学院大学コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

2021 年 6 月 28 日

統括管理責任者決定

研究費の不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な不正使用防止に対応するため、国立大学法人総合研究大学院大学における研究費等の不正防止体制に関する規程（平成 20 年 4 月 1 日法人規程第 9 号）（以下「規程」とする。）第 7 条の 2 及び第 7 条の 3 の規定に基づき、コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画を以下のとおり策定する。

I. 実施体制

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 統括管理責任者 | コンプライアンス教育並びに啓発活動実施計画の策定 |
| (2) コンプライアンス推進責任者 | コンプライアンス教育及び啓発活動実施責任者 |
| (3) 不正防止計画室 | コンプライアンス教育及び啓発活動の企画及び立案 |

II. コンプライアンス教育実施計画

(1) 実施目的

自身が取り扱う研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させる。

(2) 実施内容

- ・ 実施テーマ ① 総合研究大学院大学の研究費等不正防止に関する取組について
② 公的研究費に係る不正事例について
- ・ 実施対象 規程第 2 条第 1 号で規定する本学の教職員等の全員
- ・ 実施時期 2021 年 11 月
- ・ 実施方法 Web 配信による講義
- ・ 実施会場 総合研究大学院大学葉山キャンパス

III. 啓発活動実施計画

(1) 実施目的

不正を起こさせない組織風土を形成するために、大学が構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る。

(2) 実施内容

実施テーマ	実施対象	実施時期	実施方法
基本方針及び行動規範の周知徹底	規程第 2 条第 1 号で規定する本学の教職員等の全員	2021 年 6 月	メールによる周知
研究費不正使用に関する意識調査		2021 年 9 月	Web アンケートによる調査
研究費不正使用に関する意識調査のフィードバック		2021 年 10 月	メールによる周知
令和 2 年度会計検査院検査報告における研究不正等事例の周知		2022 年 2 月	メールによる周知

IV. コンプライアンス教育及び啓発活動実施状況の報告

コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画に基づく実施状況を統括管理責任者に報告する。